

令和8年度 環境保全水質検査業務 仕様書

この仕様書は、宍粟市市民生活部生活衛生課所管の水質検査（以下「水質検査」という。）業務の実施について、水質汚濁防止法、環境基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法規に定めるところによるほか、必要な事項を定める。

1. 市が指定する月の晴天時に、市が指定する場所において、原則市担当職員の立会いのもとに採水するものとし、採水日時については、事前に協議して決定するものとする。
2. 採水当日、現地の状況から水質に与える影響が大きいと判断される事項が生じた場合、監督員と協議をおこない調査を中止・再調査等の判断をすることとする。
3. 採水にあたっては、必要な資格及び知識をもった技術員・作業員を配置する等万全を期し、酸欠等事故の防止に最大の注意を払い、採水が安全かつ適切に行われるよう努めなければならない。また、緊急事態の発生に対しては速やかに対処するものとする。
4. 水質検査の実施にあたって、関係法令に基づく検査方法を順守するとともに、その汚水などの水質について何等かの異常を発見した場合は、市担当職員に報告し、その後の対応について市の指示に従うこととする。
5. 自己の責に帰すべき事由により生じた事故及び建築物・工作物・物品並びに第三者に損害を与えた場合、その責を負うものとする。
6. 結果において異常値（基準超過等）が認められた場合には、速やかに報告のこと。なお、原則、採水調査から1ヶ月以内に測定結果を速報することとし、監督員に異常等が認められなかったことを確認の上、報告書を取りまとめることとする。
7. 水質検査に伴う結果報告については、環境計量士の証明が入った計量証明書を提出し、検査場所ごとに別葉とすること。
8. 報告書及び写真は各1部提出すること。
9. 地下水（井戸）検査にあたっては、井戸ポンプ不良等により採水できない場合も考えられるが、採水ができず検査ができない場合は減額対象とする。
10. 受注者は契約締結までに、業務毎の内訳書を提出すること。
11. 委託金額の支払いは出来高に応じ12回以内（毎月1回まで）とするが、契約時に市担当職員と協議し、回数と時期を決定する。
12. この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、監督員と協議の上決定するものとする。

<業務の内容>

- 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
 - 採水等箇所
 - ①河川等（千種川水系、揖保川水系、地下水） 29地点
 - ②最終処分場（放流水・地下水） 7地点
 - ③宍粟北残渣最終処分場浸出水処理施設（放流水、近隣河川） 10地点
 - ④しそくクリーンセンター（施設内流入・放流、池・谷川等） 5地点
- ※詳細は別紙水質検査位置図等のとおり

○検査項目 別紙水質検査項目等一覧のとおり

- 検査月等
 - ①河川等 年1回（11月～3月のうち2日程度）
 - ②最終処分場 3施設（6箇所）の塩化物イオンは毎月残りは年1回（12月または1月）
 - ③宍粟北残渣 放流水：毎月項目以外は年2回（7月、1月）
近隣河川：年1回（12月）
 - ④クリーンセンター 施設内：放流水は毎月項目以外年1回（10月）
流入水は年1回（10月）
池・谷川等：年1回（7月）
- ※詳細は別紙水質検査項目一覧等のとおりとし、それぞれの関係法規による基準のとおりとする。
また、④の施設内分の採取方法等については別紙のとおりとする

別紙

しろうクリーンセンター（施設内流入・放流）水質検査について

しろうクリーンセンター施設内にかかる採水方法等については、以下のとおりとする。

・採取方法

- ①採水は、すべてしろうクリーンセンター管理業者（以下、管理業者という）が実施するが、検体採水用ビン等は全て検査業者で用意すること。
- ②検体採水用ビン等の数や検体混合方法、検体受取日等について、事前に管理業者と打ち合わせをし、採水日前日までに検体採水用ビン等を管理業者に渡しておくこと。
- ③採水後の検体は、しろうクリーンセンター内で管理業者から受け取ること。
- ④放流水の BOD 以外の検査は、管理業者が概ね 9 時、12 時、15 時に指定の場所で採水した混合水を用いて検査すること。
- ⑤混合水等、検体の持ち帰りは採水当日を原則とする。採水当日の持ち帰りができない場合でも必ず翌日には持ち帰ることとし、その場合は施設で冷蔵保管するよう管理業者に依頼すること。
- ⑥放流水の BOD 検査については、混合水でなく滅菌前放流水（別途管理業者で採水）で検査すること。
- ⑦流入水については、投入後の未処理のし尿及び浄化槽汚泥が混合された状態のもの（別途管理業者で採水）を検査すること。

・検査項目

- ① 放流水 毎月 9 項目、10 月のみ 45 項目
 - ② 流入水 10 月のみ 7 項目
- ※詳細は水質検査項目一覧参照のこと

※しろうクリーンセンターの谷川、池、放流口にかかる採水は、検査業者で実施すること。

①-2 河川等水質検査業務(井戸水：飲用井戸及び地下水の環境基準)

区分	項目	基準値	番号	1
			位置番号	1
			地点名 数量	橋本 幸子
飲用井戸水の基準値	一般細菌	100 /ml	1	1
	大腸菌	検出されないこと	1	1
	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1	1
	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1	1
	塩化物イオン	200 mg/L以下	1	1
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	1	1
	水素イオン濃度(PH)	5.8~8.6	1	1
	味	異常でないこと	1	1
	臭気	異常でないこと	1	1
	色素	5度以下	1	1
	濁度	2度以下	1	1
	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1
	硬度	300 mg/L以下	1	1
	地下水の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下	1
全シアン		検出されないこと	1	1
鉛		0.01 mg/L以下	1	1
六価クロム		0.02 mg/L以下	1	1
砒素		0.01 mg/L以下	1	1
総水銀		0.0005 mg/L以下	1	1
アルキル水銀		検出されないこと	1	1
PCB		検出されないこと	1	1
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下	1	1
四塩化炭素		0.002 mg/L以下	1	1
クロロエチレン <small>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</small>		0.002 mg/L以下	1	1
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L以下	1	1
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L以下	1	1
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	1	1
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L以下	1	1
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下	1	1
トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下	1	1
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	1	1
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L以下	1	1
チウラム		0.006 mg/L以下	1	1
シマジン		0.003 mg/L以下	1	1
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下	1	1
ベンゼン		0.01 mg/L以下	1	1
セレン		0.01 mg/L以下	1	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L以下	1	1
ふっ素		0.8 mg/L以下	1	1
ほう素		1 mg/L以下	1	1
1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下	1	1
	合計		41	41

②最終処分場水質検査業務(水質汚濁防止法に伴う排水基準を定める省令)

区分	項目	基準値	地点名								
			数量	片山 処分場			春安 処分場		奥西山 処分場		
				上流	下流	水路	上流	下流	上流	下流	
			番号	2	3	4	5	6	7	8	
			位置番号	2	3	4	5	6	7	8	
人の健康に関する項目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	4		1	1		1		1	
	シアン化合物	1 mg/L	4		1	1		1		1	
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1 mg/L	4		1	1		1		1	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	4		1	1		1		1	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L	4		1	1		1		1	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	4		1	1		1		1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	4		1	1		1		1	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	4		1	1		1		1	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	チウラム	0.06 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	シマジン	0.03 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	ほう素及びその化合物	50 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下 アンモニア性窒素×0.4	4		1	1		1		1	
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4		1	1		1		1	
	生活環境に関する項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7	1	1	1	1	1	1	1
		生物学的酸素要求量 (BOD)	60 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1
化学的酸素要求量 (COD)		90 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
浮遊物質 (SS)		60 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
フェノール類含有量		5 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
銅含有量		3 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
亜鉛含有量		2 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
溶解性鉄含有量		10 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
溶解性マンガン含有量		10 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
クロム含有量		2 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
大腸菌数		800CFU/mL以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
窒素含有量		120 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
磷含有量		16 mg/L以下	7	1	1	1	1	1	1	1	
塩化物イオン			84	12	12	12	12	12	12	12	12
	合計		301	27	55	55	27	55	27	55	

③-1 中央北残渣最終処分場水質検査業務（浸出水及び処理水）

区分	項目	基準値	地点名	浸出水	放流水
			数量		処理水
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場並びに係る第1条第1項第5号及び第1条第2項第14号他	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	4	2	2
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	4	2	2
	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	2	2
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	2	2
	有機燐化合物	1 mg/L以下	4	2	2
	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下	4	2	2
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	2	2
	シアン化合物	1 mg/L以下	4	2	2
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	4	2	2
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	4	2	2
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4	2	2
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	4	2	2
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	4	2	2
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	4	2	2
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	4	2	2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	4	2	2
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	4	2	2
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	4	2	2
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	4	2	2
	チウラム	0.06 mg/L以下	4	2	2
	シマジン	0.03 mg/L以下	4	2	2
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	4	2	2
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	4	2	2
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	2	2
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	4	2	2
	ほう素及びその化合物	50 mg/L以下	4	2	2
	ふつ素及びその化合物	15 mg/L以下	4	2	2
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下 アンモニア性窒素×0.4	4	2	2
	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	24	12	12
	生物化学的酸素要求量	60 mg/L以下	24	12	12
	化学的酸素要求量	90 mg/L以下	24	12	12
	浮遊物質	60 mg/L以下	24	12	12
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下	4	2	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30 mg/L以下	4	2	2
	フェノール類含有量	5 mg/L以下	4	2	2
	銅含有量	3 mg/L以下	4	2	2
	亜鉛含有量	2 mg/L以下	4	2	2
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下	4	2	2
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下	4	2	2
	クロム含有量	2 mg/L以下	4	2	2
大腸菌数	800CFU/mL以下	4	2	2	
窒素含有量	120 mg/L以下	24	12	12	
燐含有量	16 mg/L以下	4	2	2	
塩化物イオン		24	12	12	
電気伝導率		24	12	12	
外観		24	12	12	
臭気		24	12	12	
透明度		24	12	12	
		392	196	196	

③-2 宍粟北残渣最終処分場水質検査業務（場内地下水）

区分	項目	基準値	地点名	地下水（原水）	地下水（井戸水）	地下水（シート下）
			数量			
同令第1条第2項第10号の地下水検査他	アルキル水銀	検出されないこと。	3	1	1	1
	総水銀	0.0005 mg/L以下	3	1	1	1
	カドミウム	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	鉛	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	六価クロム	0.05 mg/L以下	3	1	1	1
	砒素	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	全シアン	検出されないこと。	3	1	1	1
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	3	1	1	1
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	3	1	1	1
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	3	1	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	チウラム	0.006 mg/L以下	3	1	1	1
	シマジン	0.003 mg/L以下	3	1	1	1
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	セレン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	3	1	1	1
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	塩化物イオン		36	12	12	12
電気伝導率		36	12	12	12	
			147	49	49	49

③-3 宍粟北残渣最終処分場水質検査業務（河川水）

区分	項目	基準値	北残渣最終処分場					
			番号	位置番号				
			地点名	41-1	41-2	41-3	41-4	41-5
			数量	内海川	内海川	内海川	内海川	墓坂川
				内海橋	内海1号橋	(無名)橋	高橋	墓坂1号橋
健康保護項目の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	全シアン	検出されないこと	5	1	1	1	1	1
	鉛	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	六価クロム	0.02 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	砒素	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	総水銀	0.0005 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	アルキル水銀	検出されないこと	5	1	1	1	1	1
	PCB	検出されないこと	5	1	1	1	1	1
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	チウラム	0.006 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	シマジン	0.003 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	セレン	0.01 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	ぼう素	1 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	5	1	1	1	1	1	
生活環境項目基準の	水素イオン濃度 (PH)	6.5~8.5	5	1	1	1	1	1
	生物学的酸素要求量 (BOD)	2 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	5	1	1	1	1	1
	大腸菌数	300 CFU/100mL以下	5	1	1	1	1	1
	全亜鉛	0.03 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	ノニルフェノール	0.001 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L以下	5	1	1	1	1	1
その他項目	塩化物イオン		5	1	1	1	1	1
	電気伝導率		5	1	1	1	1	1
	フェノール類含有量		5	1	1	1	1	1
	銅含有量		5	1	1	1	1	1
	溶解性鉄含有量		5	1	1	1	1	1
	溶解性マンガン含有量		5	1	1	1	1	1
	クロム含有量		5	1	1	1	1	1
	外観		5	1	1	1	1	1
	臭気		5	1	1	1	1	1
	透明度		5	1	1	1	1	1
	流量		5	1	1	1	1	1
	合計		235	47	47	47	47	47

④-1 しそうクリーンセンター水質検査業務（放流水及び流入水）

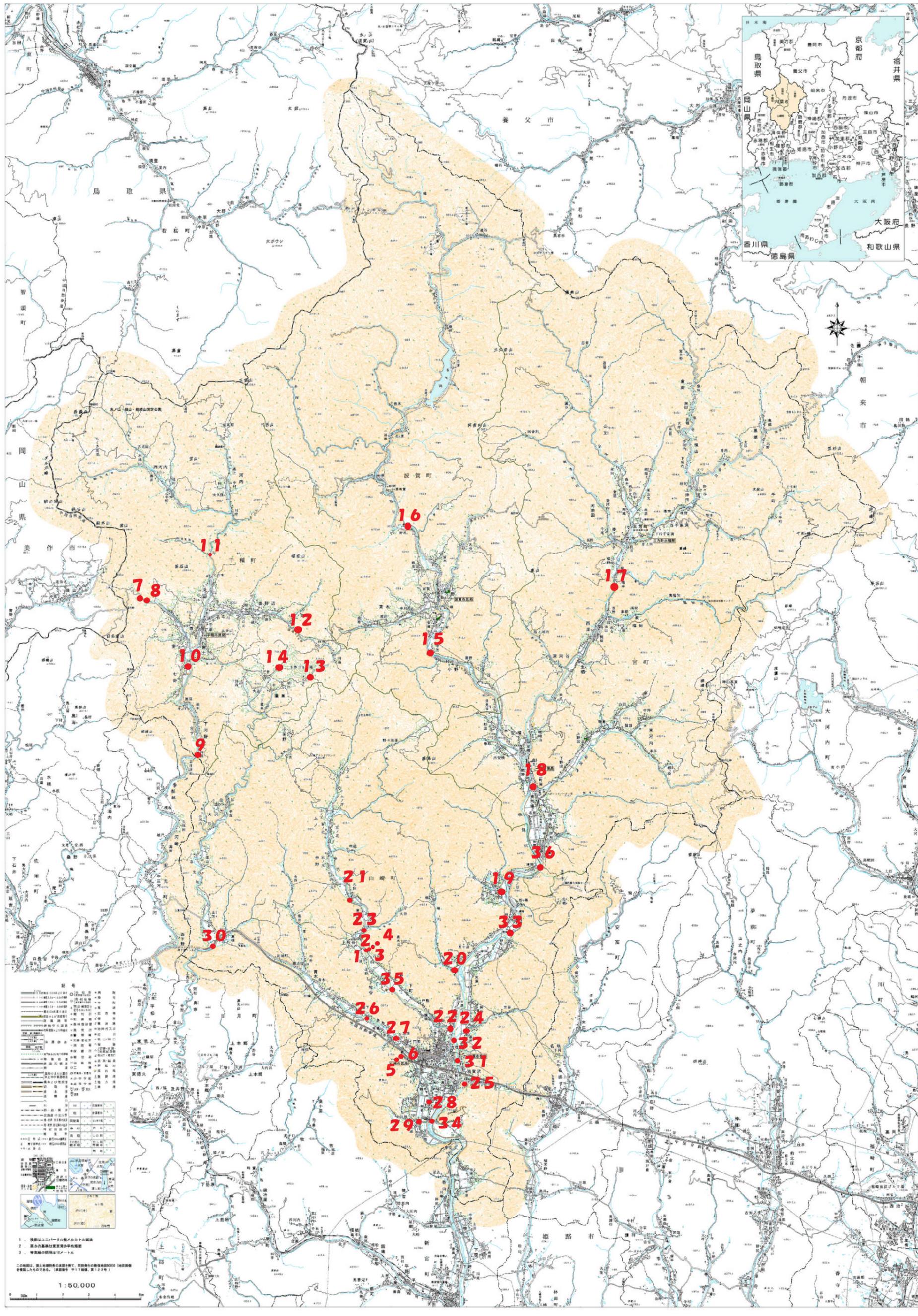
区分	項目	基準値	地点名	放流水	流入水
			数量		
処理施設排水基準	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1	1	
	シアン化合物	1 mg/L	1	1	
	有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）	1 mg/L	1	1	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1	1	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L	1	1	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	1	1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	1	1	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	1	1	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	1	1	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	1	1	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	1	1	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	1	1	
	四塩化炭素	0.02 mg/L	1	1	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1	1	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	1	1	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	1	1	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	1	1	
	チウラム	0.06 mg/L	1	1	
	シマジン	0.03 mg/L	1	1	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	1	1	
	ベンゼン	0.1 mg/L	1	1	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	1	1	
	ほう素及びその化合物	10 mg/L	1	1	
	ふつ素及びその化合物	8 mg/L	1	1	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L以下	1	1	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	1	1	
	水素イオン濃度（pH）	5.8-8.6	13	12	1
	生物学的酸素要求量（BOD）	25 mg/L	13	12	1
	化学的酸素要求量（COD）	60 mg/L	13	12	1
	浮遊物質（SS）	90 mg/L	13	12	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L	1	1	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L	1	1	
	フェノール類含有量	5 mg/L	1	1	
	銅含有量	3 mg/L	1	1	
	亜鉛含有量	2 mg/L	1	1	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L	1	1	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	1	1	
	クロム含有量	2 mg/L	1	1	
	大腸菌群数	800 CFU/ml	12	12	
	窒素含有量	120 mg/L	13	12	1
	磷含有量	16 mg/L	13	12	1
色度		12	12		
塩化物イオン（Cl ⁻ ）		13	12	1	
		151	144	7	

④-2 しそうクリーンセンター水質検査業務（河川水）

区分	項目	基準値	番号	クリーンセンター		
			位置番号	41-3	41-4	41-5
			地点名 数量	谷川 (合流前)	谷川 (合流後)	揖保川 (放流地点)
健康保護項目の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下	3	1	1	1
	全シアン	検出されないこと	3	1	1	1
	鉛	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	六価クロム	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	砒素	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	総水銀	0.0005 mg/L以下	3	1	1	1
	アルキル水銀	検出されないこと	3	1	1	1
	PCB	検出されないこと	3	1	1	1
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	3	1	1	1
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	3	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	3	1	1	1
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	3	1	1	1
	チウラム	0.006 mg/L以下	3	1	1	1
	シマジン	0.003 mg/L以下	3	1	1	1
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	3	1	1	1
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	セレン	0.01 mg/L以下	3	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	3	1	1	1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	3	1	1	1
	ほう素	1 mg/L以下	3	1	1	1
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	3	1	1	1	
生活環境項目基準の	水素イオン濃度 (PH)	6.5~8.5	3	1	1	1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	2 mg/L以下	3	1	1	1
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下	3	1	1	1
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	3	1	1	1
	大腸菌数	300 CFU/100mL以下	3	1	1	1
	全亜鉛	0.03 mg/L以下	3	1	1	1
	ノニルフェノール	0.001 mg/L以下	3	1	1	1
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L以下	3	1	1	1
その他項目	塩化物イオン		3	1	1	1
	電気伝導率		3	1	1	1
	フェノール類含有量		3	1	1	1
	銅含有量		3	1	1	1
	溶解性鉄含有量		3	1	1	1
	溶解性マンガン含有量		3	1	1	1
	クロム含有量		3	1	1	1
	外観		3	1	1	1
	臭気		3	1	1	1
	透明度		3	1	1	1
	流量		3	1	1	1
合 計			141	47	47	47

宍粟市環境保全水質検査業務位置図

平成十七年六月印刷



国際航業株式会社調製

宍粟市

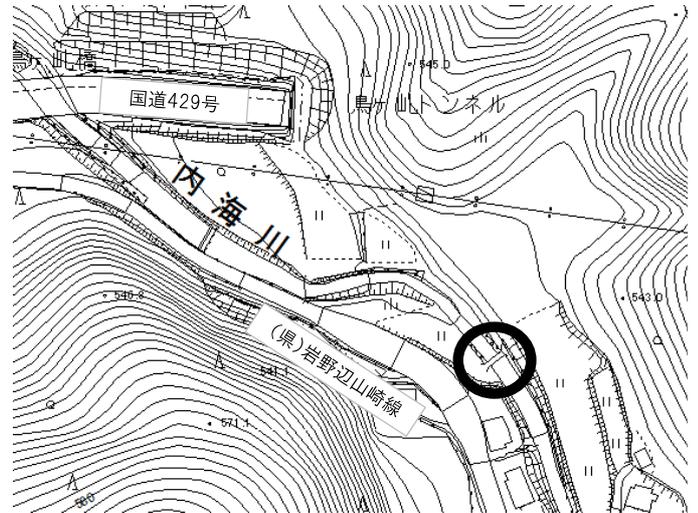
令和8年度 水質検査採水箇所一覧表

位置番号	採水箇所	検査種別	備考
1	橋本幸子邸	地下水	家横裏へ車乗り入れOK、家の裏の池の横の蛇口
2	片山処分場 上流	最終処分場	地元水道取水口
3	片山処分場 下流	最終処分場	堰堤放流口
4	片山処分場 水路	最終処分場	橋本轟邸横の土道を入り畑を横切って入る
5	春安処分場 上流	最終処分場	上流貯水池放流溝
6	春安処分場 下流	最終処分場	鳥獣防護柵ゲート手前
7	奥西山処分場 上流	最終処分場	県道より旧道を下る
8	奥西山処分場 下流	最終処分場	農道を入り墓地の下
9	阿踏橋	河川水	
10	門田橋下流	河川水	門田橋下流左岸側、黒土川合流点下流で川に下りる
11	松の木橋上流	河川水	松の木橋上流右岸側、旧橋階段下りる
12	ゴルフ場 岩野辺	河川水	国道429号鳥ヶ岬トンネルの下流、緑地帯下岩野辺川
13	ゴルフ場 内海	河川水	ゴルフ場16番ホール下 岩野辺内海側、排水路出合い
14	ゴルフ場 鷹巣	河川水	ゴルフ場3番ホールティーグラウンド横調整池
15	今市橋	河川水	
16	野尻新橋	河川水	野原小学校裏、橋の上から
17	福中堰堤上流	河川水	県道待避所、堰堤上流で採水
18	三軒屋橋	河川水	
19	宮ノ瀬橋下流	河川水	宮ノ瀬橋下流左岸から川に下りる
20	梯橋下流	河川水	揖保川と梯川の合流点、散髪屋横下りる
21	中野足倉北	河川水	下水処理場下流左岸側、谷水出合い付近
22	津能橋下流	河川水	揖保川と伊沢川の合流点、カマタ横下りる
23	谷口橋下流	河川水	上牧谷大谷川、橋の下流より川まで下りる
24	三溪橋上流	河川水	三溪橋上流、川に下りる
25	山崎大橋下流	河川水	国道をくぐって大谷川堰堤
26	米山2号橋	河川水	揚水ポンプ場横堰堤
27	木谷橋上流	河川水	コメリ横の市道、木谷橋上流堰堤
28	城下橋上流	河川水	城下橋上流、城の子公園下流堰堤
29	小林運送付近	河川水	相互物流横水路、緑地帯上流
30	出会橋下流	河川水	出会橋下流堰堤
31	穴栗橋	河川水	
32	河東大橋下流	河川水	河東大橋下流100m、左岸側堤防下りる
33	野田橋	河川水	
34	戸原橋	河川水	
35	久保橋下流	河川水	左岸側より川まで下りる
36	清姫橋	河川水	
41-1	内海川 内海橋	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
41-2	内海川 内海1号橋	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
41-3	内海川 (無名) 橋	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
41-4	内海川 高橋	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
41-5	墓坂川 墓坂1号橋	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
42-3	谷川(合流前)	しそうく	別紙③④の取水カ所による
42-4	谷川(合流後)	しそうく	別紙③④の取水カ所による
42-5	揖保川(放流地点)	しそうく	別紙③④の取水カ所による
	穴栗北残渣最終処分	穴栗北残渣	別紙③④の取水カ所による
	しそうクリーンセン	しそうく	別紙③④の取水カ所による

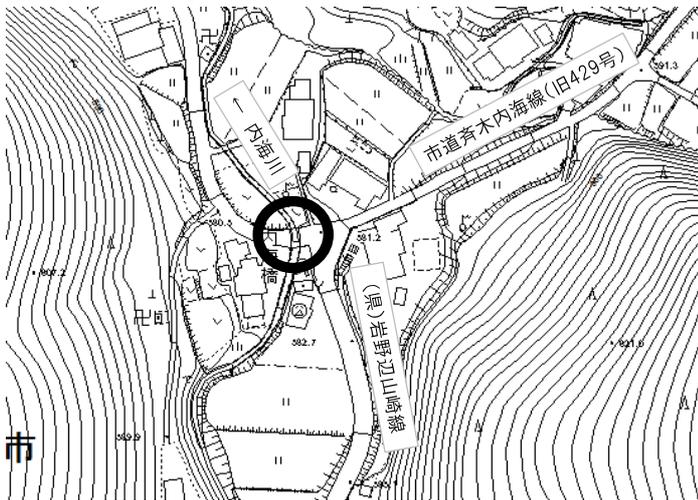
③ 穴粟北残渣最終処分場浸出水処理施設

近隣河川採水箇所

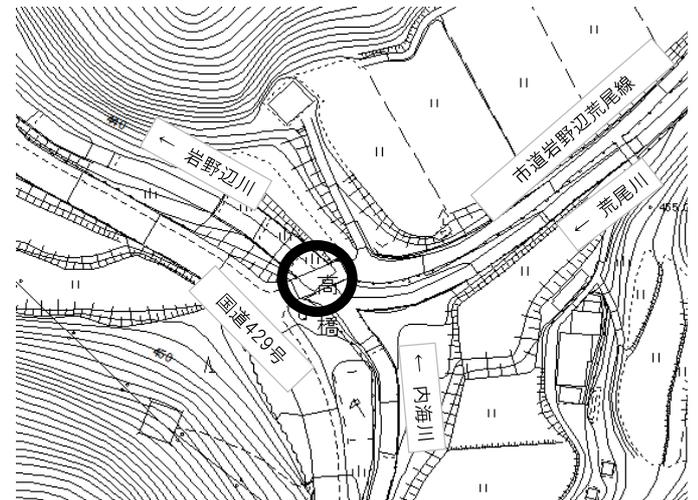
41-1 内海 No. 1	内海川	(県)岩野辺山崎線	内海橋
41-2 内海 No. 2	内海川	市道内海下垣内線	内海1号橋
41-3 内海 No. 3	内海川	(県)岩野辺山崎線沿	(無名)橋
41-4 内海 No. 4	内海川	市道岩野辺荒尾線	高橋
41-5 波賀 No. 1	墓坂川	市道斉木内海線	墓坂1号橋



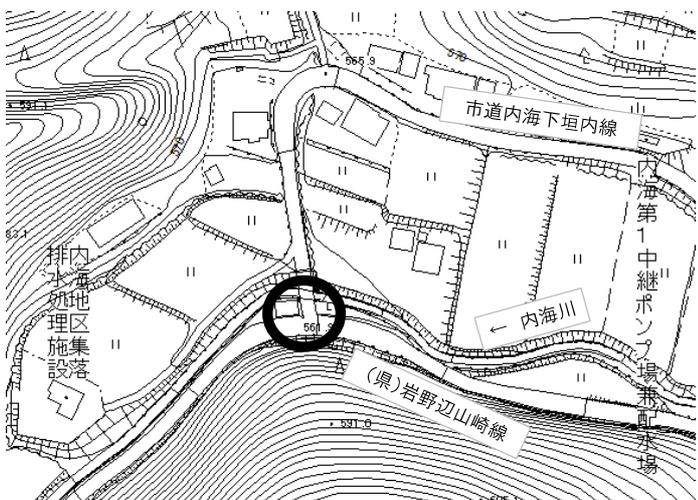
41-3 内海 No. 3 内海川 (無名)橋



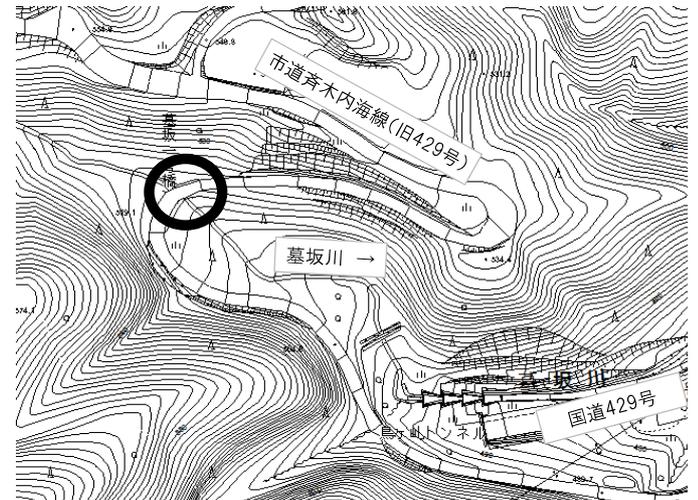
41-1 内海 No. 1 内海川 内海橋



41-4 内海 No. 4 荒尾川合流点 高橋

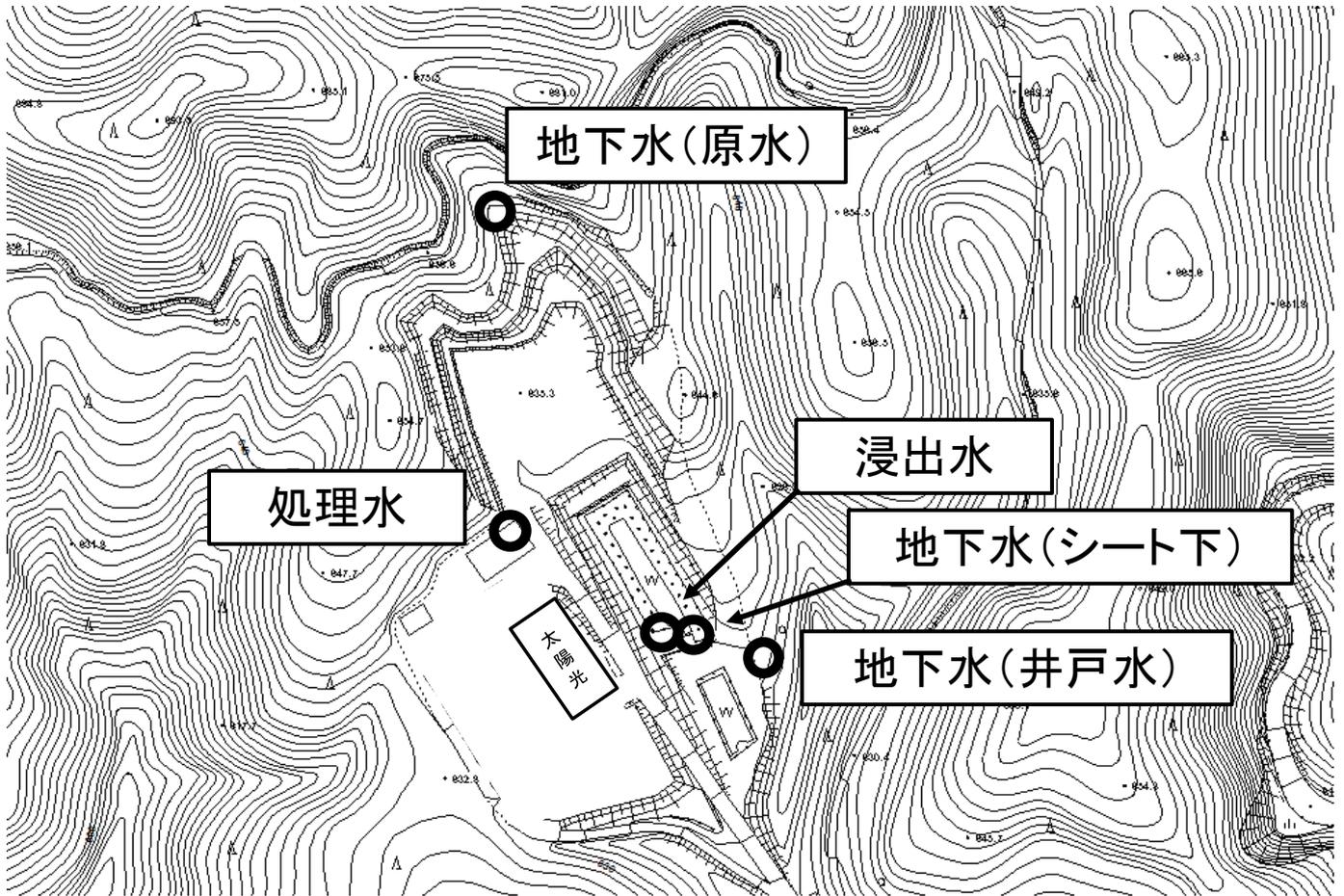


41-2 内海 No. 2 内海川 内海1号橋

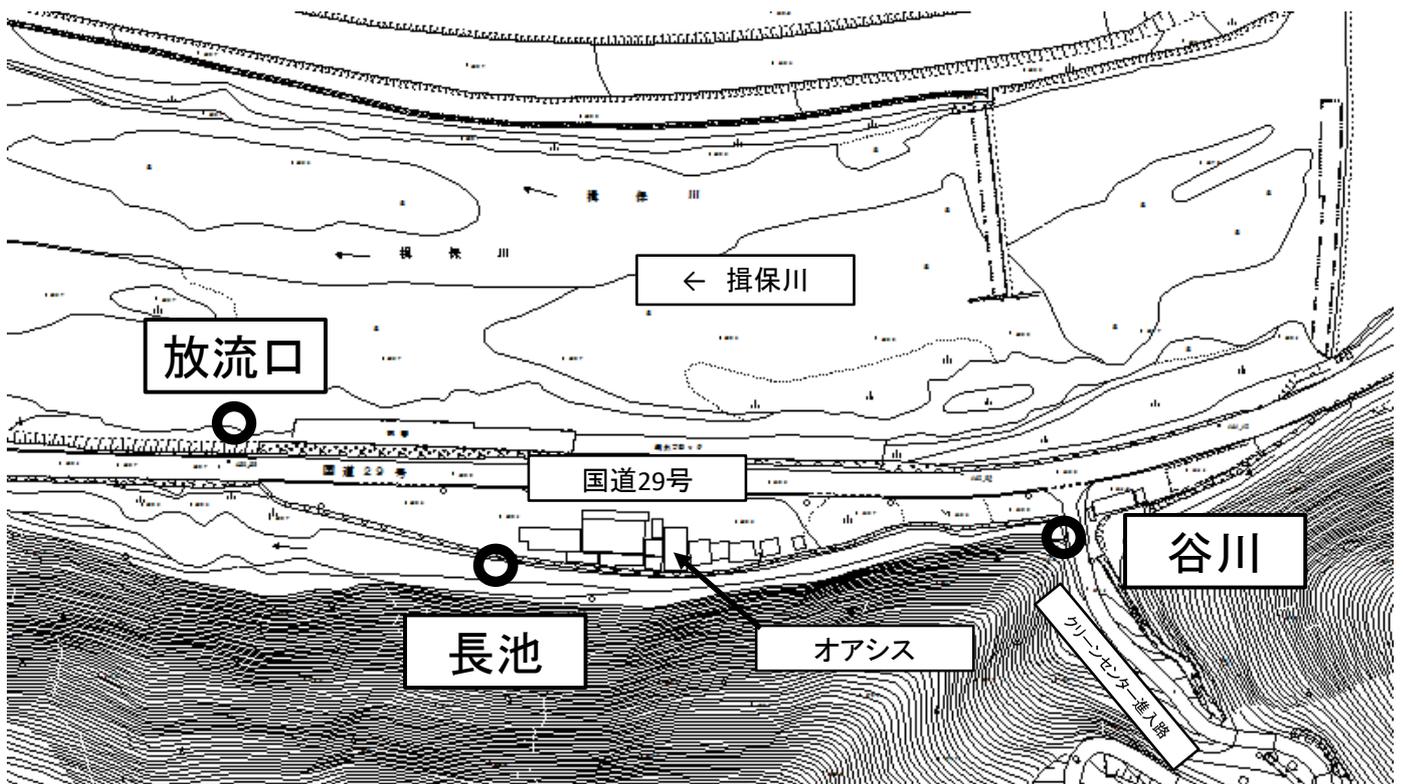


41-5 波賀 No. 1 墓坂川 墓坂1号橋

④穴粟北残渣最終処分場浸出水処理施設 場内採水箇所



④しそくクリーンセンター 河川等 採水箇所



※施設内での採水分は、施設管理者が採水します（詳細は仕様書参照）。

①-1 環境保全水質検査業務(河川水(28カ所 年1回)：水質汚濁に関する環境基準)

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
健康保護項目の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下		5	
	全シアン	検出されないこと		5	
	鉛	0.01 mg/L以下		5	
	六価クロム	0.02 mg/L以下		5	
	砒素	0.01 mg/L以下		5	
	総水銀	0.0005 mg/L以下		5	
	アルキル水銀	検出されないこと		5	
	P C B	検出されないこと		5	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		5	
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		5	
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下		5	
	1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		5	
	1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		5	
	1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		5	
	1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		5	
	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		5	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		5	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		5	
	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		5	
	チウラム	0.006 mg/L以下		5	
	シマジン	0.003 mg/L以下		5	
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		5	
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		5	
	セレン	0.01 mg/L以下		5	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		5	
	ふっ素	0.8 mg/L以下		5	
	ほう素	1 mg/L以下		5	
1.4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		5		
生活環境項目の基準	水素イオン濃度 (PH)	6.5~8.5		28	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	2 mg/L以下		28	
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下		28	
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上		28	
	大腸菌数	300 CFU/100mL以下		28	
	全亜鉛	0.03 mg/L以下		28	
	ノニルフェノール	0.001 mg/L以下		28	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L以下		28	
その他項目	塩化物イオン			28	
	電気伝導率			28	
	フェノール類含有量			5	
	銅含有量			5	
	溶解性鉄含有量			5	
	溶解性マンガン含有量			5	
	クロム含有量			5	
	外観			28	
	臭気			28	
	透明度			28	
流量			28		
			小計		円

①-2 環境保全水質検査業務(井戸水(1カ所 年1回)：飲用井戸及び地下水の環境基準)

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
飲用井戸水の基準値	一般細菌	100 /ml		1	
	大腸菌	検出されないこと		1	
	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		1	
	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		1	
	塩化物イオン	200 mg/L以下		1	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下		1	
	水素イオン濃度 (PH)	5.8~8.6		1	
	味	異常でないこと		1	
	臭気	異常でないこと		1	
	色素	5 度以下		1	
	濁度	2 度以下		1	
	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下		1	
	硬度	300 mg/L以下		1	
	地下水の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下		1
全シアン		検出されないこと		1	
鉛		0.01 mg/L以下		1	
六価クロム		0.02 mg/L以下		1	
砒素		0.01 mg/L以下		1	
総水銀		0.0005 mg/L以下		1	
アルキル水銀		検出されないこと		1	
P C B		検出されないこと		1	
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下		1	
四塩化炭素		0.002 mg/L以下		1	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		0.002 mg/L以下		1	
1.2-ジクロロエタン		0.004 mg/L以下		1	
1.1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L以下		1	
1.2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下		1	
1.1.1-トリクロロエタン		1 mg/L以下		1	
1.1.2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下		1	
トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下		1	
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下		1	
1.3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L以下		1	
チウラム		0.006 mg/L以下		1	
シマジン		0.003 mg/L以下		1	
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下		1	
ベンゼン		0.01 mg/L以下		1	
セレン		0.01 mg/L以下		1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L以下		1	
ふっ素		0.8 mg/L以下		1	
ほう素		1 mg/L以下		1	
1.4-ジオキサン		0.05 mg/L以下		1	
				小 計	円

① 河川水等水質検査業務(河川水、井戸水)

①

円

② 最終処分場水質検査業務（最終処分場3カ所 7ポイント）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
人の健康に関する項目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L		4	
	シアン化合物	1 mg/L		4	
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L		4	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L		4	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L		4	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L		4	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.1 mg/L		4	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		4	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下		4	
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下		4	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下		4	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下		4	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下		4	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下		4	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下		4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下		4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下		4	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下		4	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下		4	
	チウラム	0.06 mg/L以下		4	
	シマジン	0.03 mg/L以下		4	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下		4	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下		4	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下		4	
	ほう素及びその化合物	50 mg/L以下		4	
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下		4	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下 アンモニア性窒素×0.4		4	
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		4	
生活環境に関する項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6		7	
	生物学的酸素要求量 (BOD)	60 mg/L以下		7	
	化学的酸素要求量 (COD)	90 mg/L以下		7	
	浮遊物質 (SS)	60 mg/L以下		7	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下		7	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L以下		7	
	フェノール類含有量	5 mg/L以下		7	
	銅含有量	3 mg/L以下		7	
	亜鉛含有量	2 mg/L以下		7	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下		7	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下		7	
	クロム含有量	2 mg/L以下		7	
	大腸菌数	800 CFU/mL以下		7	
	窒素含有量	120 mg/L以下		7	
リン含有量	16 mg/L以下		7		
塩化物イオン			84		

② 最終処分場水質検査業務

②

円

③-1 宍粟北残渣最終処分場水質検査業務（浸出水及び処理水 2カ所 年2回及び毎月）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場並びに係る技術上の項目第14号	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		4	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下		4	
	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下		4	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下		4	
	有機燐化合物	1 mg/L以下		4	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下		4	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下		4	
	シアン化合物	1 mg/L以下		4	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下		4	
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下		4	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下		4	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下		4	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下		4	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下		4	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下		4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下		4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下		4	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下		4	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下		4	
	チウラム	0.06 mg/L以下		4	
	シマジン	0.03 mg/L以下		4	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下		4	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下		4	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下		4	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下		4	
	ほう素及びその化合物	50 mg/L以下		4	
	ふつ素及びその化合物	15 mg/L以下		4	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下 アンモニア性窒素×0.4		4	
	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6		24	
	生物学的酸素要求量	60 mg/L以下		24	
	化学的酸素要求量	90 mg/L以下		24	
	浮遊物質	60 mg/L以下		24	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下		4	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下		4	
	フェノール類含有量	5 mg/L以下		4	
	銅含有量	3 mg/L以下		4	
	亜鉛含有量	2 mg/L以下		4	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下		4	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下		4	
	クロム含有量	2 mg/L以下		4	
	大腸菌数	800 CFU/mL以下		4	
	窒素含有量	120 mg/L以下		24	
	燐含有量	16 mg/L以下		4	
	塩化物イオン			24	
電気伝導率			24		
外観			24		
臭気			24		
透明度			24		
			小計		円

③-2 栄栗北残渣最終処分場水質検査業務（地下水場内 3カ所 年1回及び毎月）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)	
同令第1条第2項第10号の地下水検査	アルキル水銀	検出されないこと。		3		
	総水銀	0.0005 mg/L以下		3		
	カドミウム	0.01 mg/L以下		3		
	鉛	0.01 mg/L以下		3		
	六価クロム	0.05 mg/L以下		3		
	砒素	0.01 mg/L以下		3		
	全シアン	検出されないこと。		3		
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。		3		
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下		3		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		3		
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		3		
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		3		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		3		
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下		3		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		3		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		3		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		3		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		3		
	チウラム	0.006 mg/L以下		3		
	シマジン	0.003 mg/L以下		3		
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		3		
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		3		
	セレン	0.01 mg/L以下		3		
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		3		
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下		3		
	塩化物イオン				36	
	電気伝導率				36	
			小計		円	

③-3 宍粟北残渣最終処分場水質検査業務（河川水 5カ所 年1回）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
健康保護項目の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下		5	
	全シアン	検出されないこと		5	
	鉛	0.01 mg/L以下		5	
	六価クロム	0.02 mg/L以下		5	
	砒素	0.01 mg/L以下		5	
	総水銀	0.0005 mg/L以下		5	
	アルキル水銀	検出されないこと		5	
	P C B	検出されないこと		5	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		5	
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		5	
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下		5	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		5	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		5	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		5	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		5	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		5	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		5	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		5	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		5	
	チウラム	0.006 mg/L以下		5	
	シマジン	0.003 mg/L以下		5	
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		5	
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		5	
	セレン	0.01 mg/L以下		5	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		5	
	ふっ素	0.8 mg/L以下		5	
	ほう素	1 mg/L以下		5	
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		5	
生活環境項目の環境基準	水素イオン濃度（PH）	6.5～8.5		5	
	生物学的酸素要求量（BOD）	2 mg/L以下		5	
	浮遊物質（SS）	25 mg/L以下		5	
	溶存酸素量（DO）	7.5 mg/L以上		5	
	大腸菌数	300 CFU/100mL以下		5	
	全亜鉛	0.03 mg/L以下		5	
	ノニルフェノール	0.001 mg/L以下		5	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L以下		5	
その他項目	塩化物イオン			5	
	電気伝導率			5	
	フェノール類含有量			5	
	銅含有量			5	
	溶解性鉄含有量			5	
	溶解性マンガン含有量			5	
	クロム含有量			5	
	外観			5	
	臭気			5	
	透明度			5	
流量			5		
			小計		円

③ 宍粟北残渣最終処分場水質検査業務

③

円

④-1 しそうクリーンセンター水質検査業務（放流水及び流入水 2カ所 年1回及び毎月）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
処理 施設 排水 基準	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L		1	
	シアン化合物	1 mg/L		1	
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L		1	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L		1	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L		1	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L		1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L		1	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		1	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		1	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L		1	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		1	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L		1	
	四塩化炭素	0.02 mg/L		1	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		1	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		1	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L		1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L		1	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L		1	
	チウラム	0.06 mg/L		1	
	シマジン	0.03 mg/L		1	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L		1	
	ベンゼン	0.1 mg/L		1	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L		1	
	ほう素及びその化合物	10 mg/L		1	
	ふつ素及びその化合物	8 mg/L		1	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L以下		1	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L		1	
	水素イオン濃度 (pH)	5.8-8.6		13	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 mg/L		13	
	化学的酸素要求量 (COD)	60 mg/L		13	
	浮遊物質 (SS)	90 mg/L		13	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L		1	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L		1	
	フェノール類含有量	5 mg/L		1	
	銅含有量	3 mg/L		1	
	亜鉛含有量	2 mg/L		1	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L		1	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L		1	
	クロム含有量	2 mg/L		1	
	大腸菌群数	800 CFU/ml		12	
	窒素含有量	120 mg/L		13	
	燐含有量	16 mg/L		13	
色度			12		
塩化物イオン (Cl ⁻)			13		
			小計		円

④-2 しそうクリーンセンター水質検査業務（河川水 3カ所 年1回）

区分	項目	基準値	単価(円)	箇所数	見積金額(円)
健康保護項目の環境基準	カドミウム	0.003 mg/L以下		3	
	全シアン	検出されないこと		3	
	鉛	0.01 mg/L以下		3	
	六価クロム	0.02 mg/L以下		3	
	砒素	0.01 mg/L以下		3	
	総水銀	0.0005 mg/L以下		3	
	アルキル水銀	検出されないこと		3	
	P C B	検出されないこと		3	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		3	
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		3	
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下		3	
	1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		3	
	1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		3	
	1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		3	
	1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		3	
	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		3	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		3	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		3	
	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		3	
	チウラム	0.006 mg/L以下		3	
	シマジン	0.003 mg/L以下		3	
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		3	
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		3	
	セレン	0.01 mg/L以下		3	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		3	
	ふっ素	0.8 mg/L以下		3	
ほう素	1 mg/L以下		3		
1.4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		3		
生活環境項目の環境基準	水素イオン濃度（PH）	6.5～8.5		3	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	2 mg/L以下		3	
	浮遊物質（SS）	25 mg/L以下		3	
	溶存酸素量（DO）	7.5 mg/L以上		3	
	大腸菌数	300 CFU/100mL以下		3	
	全亜鉛	0.03 mg/L以下		3	
	ノニルフェノール	0.001 mg/L以下		3	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L以下		3	
その他項目	塩化物イオン			3	
	電気伝導率			3	
	フェノール類含有量			3	
	銅含有量			3	
	溶解性鉄含有量			3	
	溶解性マンガン含有量			3	
	クロム含有量			3	
	外観			3	
	臭気			3	
	透明度			3	
流量			3		
			小計		円

④ しそうクリーンセンター水質検査業務

④

円